

# 議会改革調査特別委員会記録

平成25年11月12日（火）  
於：第1委員会室

# 議会改革調査特別委員会記録目次

平成25年11月12日(火)

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告(午前10時1分)	2
議会基本条例の制定について	2
前文について	2
第1章及び第2章の案文について	2
第3章の案文について	5
休憩(午前11時8分)	14
再開(午前11時11分)	14
散会宣告(午前11時17分)	14

# 議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成25年11月12日（火曜日）

## 出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

## 本日の会議に付した事件

### 1. 議会基本条例の制定について

## 市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時1分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 前回の委員会では、前文について、お手元の資料1-2のとおり、現時点での案が一定固まったところでは、

ただ、網掛け部分については、文と文とのつながりにスムーズさを欠いている箇所があるように思います。そこで、正副委員長で調整の上、一部、文言整理を行いました。

それが資料1-1の網掛け部分でございます。

それ以外の部分は、文言を変えずに改行だけを行っております。

この前文案の文言整理について、特に御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり) それでは、資料1-1のとおり、現時点での前文案を確定することといたします。

なお、前日も申し上げましたが、今後、案文作成作業が進む中で、前文案を修正する必要が生じることも考えられますので、その都度、さらには案文作成作業が最終段階に至った時点で、改めて御協議いただくことも考えております。委員の皆さんの御理解をよろしく願います。

○高橋伸介委員長 それでは、次に移ります。

前回の委員会では、第1章総則及び第2章議員の活動原則の案文について、委員間で御協議いただいたところでございます。

その際、第5条について、幾つか御意見がございました。

具体的には、資料2のとおり、提案された案のままでよい、第2号を削除する、第2号と第3号の順番を入れ替えるという3つの御意見があったように思います。

本件については、会派に持ち帰って御検討いただくようお願いしておりましたので、その結果を順にお聞かせいただきたいと思います。

まず、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 資料2、第5条の案文についてなんですけれども、私どもの会派では、この2番ですね。「第2号を削除」ということで、すっきりすることが一番ふさわしいのかなと。

ただ、何と申しますか、皆さん方のお話の中で、また決めていけたらいいのかなと。

一応2番ということでした。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 うちの会派は、「原案どおり」で。

- 高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。
- 清水 薫委員 私たちのところは、第2号を削除するということです。
- 高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。
- 藤田幸久委員 我が会派も、先ほど出ておりましたように、2番の「第2号を削除」というのでまとめました。
- 高橋伸介委員長 次に、自由民主党議員団、前田委員。
- 前田富枝委員 私どもも、2番ということなんです。先ほど大橋委員がおっしゃったように、大勢に入れても構わないということもあるんですけども、一応2番ということで。
- 高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。
- 堀井 勝委員 うちは、「原案どおり」で結構です。
- 高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。  
一応、「第2号を削除」でいいんじゃないかということでございました。
- 高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 広瀬ひとみ委員 「原案どおり」と意見を言わせていただいたんですけども、そもそも、前文のところで、この議会基本条例の中身というか、これから目指していく議会はどういうものかということについては、長文になってしまうので、「市民に開かれた議会」であるとか、「市民参加の議会」であるとか、そういったものを一つにまとめて、「市民に信頼される議会」という言葉で表していこうじゃないかという議論があったと思うんです。  
前文はそうであったとしても、具体のところでは、やっぱり、「市民に開かれた議会」であるとか、「市民参加の議会」であるとか、そういったことを基本方針の中でしっかりと示していくことは極めて大事じゃないかということです。  
また、今後の議会改革の方向ということですけども、当然ながら、議会が議員間討議を行い、政策提言・立案を行っていく。議会本来の役割をこれまで以上にしっかりと果たしていくということは、もちろん大事な課題なんですけれども、もう一つの大きな方向性として、今、全国的な流れで行われていることが、やはり市民参加だと思うんですよね。  
やっぱり、現在作っている議会基本条例ですから、そういう方向を基本方針の中で示していくべきじゃないかなと思います。これまで枚方市議会の中で取り組んできたことではないので、「市民参加」といっても、どういうことがあるのか、イメージが余り膨らまないかもしれないかもしれませんが、そういうことにも果敢に挑戦していくということが大事じゃないかなと感じています。
- 堀井 勝委員 議会改革をしていくわけですから、やっぱり、市民の意見を十分に反映させていくという意味で、私たちは市民参加を推進していく。
- 今、特に問題になっている政策提言をこれから積極的にやっっていこうということであれば、やっぱり、市民の意見を十分に聞き入れていく。議会が公聴会を開くといったことも必要ではないかと。そういう意味から、「原案どおり」と申し上げたところです。
- 大橋智洋委員 先ほど申し上げたように、一応は2番ということになったんですけども、四日市市議会への視察も行かせていただいて、この「議会活動の諸場面において市民参加を推進すること。」というところは、恐らく、議会報告会とか、具体のものがあつた上で入っ

ているのかなという感じを受けています。

枚方市議会において、今まさに議論しているところなんですけれども、具体的なものがないままにこの文言があっても、それはまた少しこれになるのかなという感じもしますので、もちろん消極的という意味ではなく、現状では2番の方が特にすっきりすると思っています。

○岡林 薫委員 我が会派としてもいろいろと議論したんですけれども、この2番の中に、「議会活動の諸場面において」とあるんです。あらゆる場面ということだと思っただけなんですけれども、そこで「市民参加を推進する」、そういった内容なんです。

私たち自身が市民の皆さんの代表であるという意識の中で、私たちが代表していろいろな声を上げていくこともあるので、そういった意味では、この「諸場面において」という部分があることからしても、今回、これは削除した方がいいのかなといった意見になったんです。

○清水 薫委員 今、岡林委員がおっしゃったように、やっぱり、うちなんかでも、話をしたときに、自分たち議員そのものがそういう立場、性格ではないのかと。

それから、先ほど堀井委員がおっしゃったように、公聴会を積極的に開くとか、あるいは、情報公開でいろいろと説明するという部分は、もう当然の話だと思うんですね。

最近できた他市の議会基本条例を見ていると、条文の中に具体的に市民参加を書いているのは、意外と少ないです。「市民参加」という項目は確かにあるんですよ。ところが、その中に条文として具体的に書いてあるかということ、意外とないんですね。

内容としては、確かに先ほどおっしゃっているような公聴会とか、何かそういう専門的な意見を取り入れていくとか、あるいは、情報公開をするとか、委員会などの会議も全部公開を原則にするとか、四日市市議会の場合は前文に書いてあったので、このような部分についてもすっきりするんですけれども、そこから考えると、枚方市の場合は、この部分をあえて書く必要はないのかなと。会派では、そういう感じで話をしました。

○広瀬ひとみ委員 公明党議員団さんにお聞きしたいんですけれども、もともと、前文の議論のときに、「市民とともに歩む、市民参加の議会」という御提案は、公明党議員団さんからなされたと思うんです。その際の会派の中での議論から深まったというか、後の議論の中で、「市民参加の議会」というのは、これからの議会のありようとして、ちょっと違うんじゃないかという形に今はなっているということなんでしょうか。

○岡林 薫委員 一番最初は提案させていただいたんですけれども、今おっしゃったように、そういった議論の中で、今回の場合は必要ないんじゃないかと。

もともと、市民の声を聞く中で代表して声を上げていく、そういったことがあるので、今言っている内容は、「市民参加の議会」よりも、もっと深まった意味になるのではないかと。そういったことで、私たちは、最終的にそういう意見に達したんですけれども。

○広瀬ひとみ委員 議員が市民の声を聞いて個々行動するというのは、当然のことだと思うんです。あえて「市民参加」という言葉を書き込むのかどうか、その点についてどう考えるかということだと思うんですけれども。

前文でも削り、基本方針でも削るということになると、やっぱり、枚方市議会としては、市民参加について、今後の議会改革の方向としても、議会の在り方としても考えない、そう示すことになってしまいますよね。

それでいいのかというのが、やっぱり気になる場所です。私たちは、支持者の方など、

いろいろな声を直接お聞きするわけですが、そうではなく、議会全体として、いろいろな形で幅広い意見を聞く努力もしていくことが市民参加の推進になるんじゃないかなど。

それを具体的にどういう形で進めていくのかというのは、今後考えていかななくてはいけないことですが、今後考えていくことそのものが議会改革の課題になってくるのではないかなど。そんな思いがしております。

○高橋伸介委員長 今、広瀬委員から、思いをお伝えいただきました。また、堀井委員からも「原案どおり」という御意見をいただいておりますが、委員の皆さんの御協議をお伺いしておりますと、「第2号を削除」という御意見が大勢のようでございます。

つきましては、現時点において、第5条はそのように確定することといたします。

なお、先ほど前文案のところで申し上げましたように、案文作成作業が最終段階に至った時点で、改めて確認の場を設けることも考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○高橋伸介委員長 第1章及び第2章の案文についての本日の協議は、この程度にとどめます。

○高橋伸介委員長 それでは、次に移ります。

第3章議案及び政策の審議及び調査については、お手元に配付の資料のとおり、四日市市議会基本条例を参考に、事務局がたたき台としての案文を作成しておりますので、説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、右肩に「資料3-1」としてあります枚方市議会基本条例（案）について、説明させていただきます。

これは、「資料3-2」としてあります四日市市議会基本条例の第3章議案及び政策の審議及び調査をもとに作成したものでございます。

初めに、1ページの第9条通年議会ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

なお、御参考までに、通年議会についての本委員会での協議経過を申し上げますと、通年議会を導入することに伴う課題について検討し、問題がないことを確認してから、最終的に導入の是非を判断すべきとの御意見があったため、会期の始期、会議の種類、一事不再議の取り扱い、専決処分の方針について、順に検討がなされました。

本委員会では、こうした検討を終えた後でも、導入に前向きな御意見が大勢となりましたが、一方で、性急な導入は避けるべきとの御意見も多く、最終的には、議会基本条例に明確に位置付けた上で、その施行時期に合わせて導入することで、委員の皆さんの御意見が一致しております。

その旨は、第9条の下に〈参考〉として四角で囲んでおりますように、昨年12月の中間報告にも記載されております。

また、会期の始期、会議の種類、一事不再議の取り扱いについては、四日市市議会では市の規則や会議規則に規定されていることから、その旨もあわせて記載しております。

次に、2ページに参りまして、第10条議会の議決事件でございます。

これは、〈参考1〉にあります地方自治法第96条第2項に基づき、本市議会として独自の議決事件を加える条項でございます。

四日市市議会基本条例では、この条文の第1項で「特に重要な計画等を議決事件として加

える」として、第2項で具体的な計画を列挙していますが、本委員会では、〈参考2〉として四角で囲んでおりますように、昨年の中間報告で「都市宣言や海外友好都市提携など、これまで実際に議決してきたものを明文化することを端緒とし、それ以外の議決事件については、あわせてその際に検討する」とされておりますので、第1号と第2号は、こうした本委員会の協議経過に沿った規定内容としております。

加えて、各派代表者会議での協議により、今後、総合計画審議会が立ち上げられたとしても、議員は委員として参画しないこととされましたので、代わって、正副委員長案として、総合計画の基本計画を独自議決事項として第3号で記載させていただいております。

なお、〈参考3〉として、その総合計画の基本計画を規定した枚方市総合計画策定条例の第2条を掲載しております。

次に、3ページに参りまして、第11条政策提案の説明要求ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

なお、この条文と同趣旨である「市長による政策形成過程の説明努力を求めることについて」の本委員会での御協議では、こうした政策の説明が委員協議会の場でなされることが多いことから、「委員協議会における説明資料については、他市の議会基本条例に規定されている事項を参考にしながら、その記載事項の統一を図るよう求め」とされております。

また、この条文では、第1号の「政策等の背景、目的及び効果」から第4号の「政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算」まで、4つの項目が規定されておりますように、「具体的な規定事項については」、「案文作成作業の中で検討する」とされております。

その旨は、この条文の下の〈参考〉にありますように、中間報告に記載されております。

次に、第12条質問でございます。

四日市市議会基本条例では、この条文の中に「関連質問」という言葉がございます。これは、先になされた質問や答弁に関連した質問のことで、当然、質問通告書の提出が想定できないため、円滑な議会運営に支障が生じるなど、問題が多いとされております。

そのことを受け、本市議会では、一般質問や代表質問において関連質問は許可しないことを先例としておりますため、現在の案では、「関連質問」という言葉を削除しております。

次に、第13条反問権ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

この条文については、〈参考〉の中間報告の要旨にもありますように、「反問権を付与する方向性だけを確認するにとどめ」、「議会基本条例の案文作成作業の中で、改めて反問権の内容について協議すること」とされております。

具体的な内容としては、質問の趣旨を確認するために行うものに限るのか、それにとどまらず、実質的に反論するために行うものも含めるのかということが論点になると思われませんが、御参考までに申し上げますと、四日市市議会基本条例の条文では反論も含むものとして運用されております。よって、今の案では、そのような反論を含む趣旨となっているものと御理解いただければと思います。

次に、4ページに参りまして、第14条発言の取消し勧告から第17条採択請願への対応までの各条文は四日市市議会基本条例と同じものでございますが、前回の本委員会での御協議を踏まえ、現時点において文書質問についての規定はございません。

なお、第15条専門的知見の活用の条文の下に、〈参考〉として、地方自治法第100条



の2の条文を掲載しております。

次に、5ページに参りまして、第18条政務活動費でございます。

この条文の第1項及び第2項の冒頭は、四日市市議会基本条例では「会派又は議員は」となっておりますが、本市では政務活動費は議員個人に対して交付されるものであるため、単に「議員は」としております。

また、この条文の第1項には「政策提言能力及び政策立案能力」とありますが、前回も説明させていただいたとおり、四日市市議会基本条例では「政策立案能力及び政策提言能力」とされているところ、前文との整合性を考慮し、順番を入れ替えております。

また、第2項で引用されている条例名などは、本市のものに置き換えております。

なお、＜参考1＞として地方自治法第100条第14項の条文を、＜参考2＞として枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例第6条の条文を、それぞれ掲載しております。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、第3章について、第9条から順に委員間で御協議をお願いしたいと思います。

まず、第9条通年議会についてはいかがでしょうか。

○大塚光央委員 中間報告にはありましたが、まだちょっとイメージがわからないんです。

この件については、会派でもいろいろと論議しまして、結論的には、通年議会とするその大きなメリットがどういうものであるのか、その辺がちょっと漠然として、なかなか認識できないということ、それから、「通年」ということですから、聞きようによっては、一年中開催しているように受け取られることもありますので、その点では、議員それぞれの活動がちょっとひねくれたような見方をされる場合もあるのではないかとということもあります。

そういうことを含め、通年議会については、私も四日市市議会に行かせていただきましたけれども、今の枚方市議会の運営とそれほど大きく変わるところはないように感じられます。そういったことからしますと、これについては、「性急な導入は避ける」ということで、中間報告に出ていますような形で取り扱いいただければと思います。

○広瀬ひとみ委員 前回の中間報告のときには、いろいろな意見があったにしても、議会基本条例の施行に合わせて導入しようじゃないかということでもとまっていたところですか。もう一遍、それをどうするという事なんですか。

○大塚光央委員 大変申し訳ないです。

通年議会になったらどうなるのかという論議はあったと聞いています。これを導入したら、こういうことがあるんだという。導入する方向性ということはわかるんですけども、ただ、その結果、四日市市議会も含めて、議会改革の中身として本当に大きなメリットがあるのかどうか、物すごく疑問だと。これは私だけでなく、うちの会派としてそういうことになってきているという。だから、先ほど言いましたように、性急な導入は避けるべきではないかと、やや控え目に言わせていただいています。

○広瀬ひとみ委員 当面、この議会基本条例の中には盛り込まないという意見でいいんですか。

○大塚光央委員 いろいろな方法があると思いますよ。入れておいて、その施行については、もっと協議を深めるとか、いろいろあると思うんですけども、今、この特別委員会の中で、

それを決定してやっていくというのは、やや疑問が多いなど。

デメリットが全然出ていないわけですから。こんな不都合があるということが出ていない。だから、個人としては悶々としているところがあると思うんですよ。それが出ていないから、はっきりしないということなんです。

もうはっきり言いますが、例えば、先ほど言いましたように、通年議会ですから、市民にとってみれば、一年間ずっと議会が開催されているように思われます。当然、そう思ってもいいんですが、その中で、例えば、私的な行事を開催すると、大塚議員は何をしているのかということにならないかなど。一々説明しないとイケない。

そういうことも予想されるのではないかと。通年議会にしましょうという議論のときに、そういう話が出ていたのかどうか、僕はちょっと知らないんですけども、そういうことも、もう少し論議しないとイケないのではないかなど。

ただ単に、枚方市議会は、皆さんの要望にこたえて、一年中議会を開催していますよと、そういう宣伝に終わったらイケないわけですから。そういうことが物すごく心配だと。危惧されるということ。私だけかもわかりませんが、そう思うので、中間報告に出ているように「性急な導入は避けるべき」ということで、もう一度ちょっと考えていく必要があるのではないかとということなんです。

○堀井 勝委員 ちょっと委員長に確認したいんですけども、この<参考>中間報告の要旨というところに、(1)、(2)、(3)、(4)とありますね。

最後に、「以上の点について検討を終えた後でも、通年議会の導入に前向きな意見が大勢」と。「一方で、性急な導入は避けるべきとの意見が大勢」と。どっちが大勢なんですか。この文章は、いかにいいかげんな文章か。

それはそれとして、「議会基本条例に明確に位置付けた上で、同条例の施行時期に合わせて導入する」と書いていますね。「導入する」と、ここにちゃんと明記していますね。

それが、今の議論を聞いていると、何か後ろ向きの話が出てきているわけですが、もう既に昨年12月12日付で中間報告をしたときに、そういう方向ですよということを前任の委員さんで決めたわけです。それをまた蒸し返して、今度はバックしていくなんていうことでは、何のためにこれを行っているのかなと僕は思いますのでね。

やっぱり、今の趨勢からいえば、通年議会というのは当たり前の話だと私は思うんです。

一般的には、議員というのは、議会が開かれていなくても月給をもらっているんだなと、報酬をもらっているんだなと思われているわけです。通年議会ということにすれば、それは確かに議会をずっとやっているということで、議員報酬があつて当たり前という説明もつくのではないかと。

それだけでなく、やっぱり、議長がいつでも議会を開催できる権能を有するというのが一番大事なことではないかなど。専決を許すということではなく、やっぱり、そういう問題があれば、議長が判断して、いつでも議会を開いて、そして議決するということが、私たちに与えられた権能であつて、最も重要ではないかと私は思います。

○大橋智洋委員 当然、我々8人会派の中でいろいろな意見があります。中にはネガティブな意見もありまして、先ほど大塚委員がおっしゃったことは、やっぱり、ネガティブな意見も、この場で一言は言っておいてほしい、そういう趣旨でありました。

ただ、今、御指摘がありました。前任期、私も福留委員と一緒にやってきました。また、その前は福留委員と榊田委員ということで、会派の中の話ですけれども、1名は必ず2年間残るよという形で、引き継ぎも含めてしっかりやってきたところですから、大塚委員の発言の趣旨というのは、ネガティブな意見もまず言わせてほしいということと、ここにあるように、議会基本条例に位置付けると。ただ、時期については、少し性急な導入を避けると。要は、ここで時期について協議させてほしいということだと、僕自身は理解していますし、それでいいと思っています。

あとは、個人の思いも当然あって、例えば、この間、四日市市議会へ視察に行きましたが、四日市市議会ではどんなメリットがあったのかということについては、確かにもう少し知りたいなど。そういうことについては、また別途あると思いますので、この中間報告の要旨にのっとり、導入の時期について、ぜひこの場でまた議論させてもらいたいと思っています。

○高橋伸介委員長 今のお話では、時期が問題ということではよろしいか。通年議会そのものの否定ということではないですね。会派内でいろいろな御意見があっても、その流れでやっていくということですね。

○大橋智洋委員 最後には、まとまっています。

○広瀬ひとみ委員 書いてしまうと、いつかはやるという話になるわけなので、本当に必要だということで、やっぱり、みんなが一致して書き込む方がいいと感じるんです。

もう少し議論が必要なんだったら、しっかりと議論をして、やるなら書き込む、やらないなら書かないでおくという対応の方が。何かもう一つよくわからないけれども、とりあえず書いておこうというのは、よくないんじゃないかなと感じます。

○清水 薫委員 今も、やるなら云々という話が出たんですけれども、昨年度の委員会を通じて、基本的にやる、明確に位置付けるということはまだ決まっているわけですね。

だから、そこを前提とした話の中で、時期の問題だけを外すことができるのか、あるいは、やっぱり、条例の施行そのものと同時期に一斉に進めるのか。その辺のところは議論になるかもわからないんですけれども。

また、先ほどから四日市市議会の話が出ていますが、「四日市市議会基本条例を制定しました」という、議会の資料というか、ホームページか何かを書いてある文章では、堀井委員もおっしゃったように、これまで会期中でないときは市長が臨時会を招集して議会を開いてきたけれども、これからは議長の権限で議会を開けるから、突発的な事件や緊急性のある課題に素早く対応できると。それから、常任委員会も非常に積極的に活動できるということで、結局、議会そのものが、一年の間、非常に活発化していくんだと。

通年議会で常任委員会がどうなるのかと言われると、その辺のところは私もちょっとわからないんですけれども、四日市市議会へ視察に行ったときも、常任委員会が物すごく活発になりましたという話は出ていたんですよ。

それを思うと、堀井委員がおっしゃったように、議会が積極的にいろいろなことをやろうということからすれば、この通年議会は、本来、今の議会基本条例を制定するに当たって、ぜひとも必要なものであると思います。やっぱり、通年議会については、会派の中でも積極的にやりましょうということでしたので、会派としての意見にもなっています。

○高橋伸介委員長 私も昨年度から委員会に参画しているんですけれども、通年議会そのもの

はやると。これはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）会派の中でネガティブな方がおられても、方向としてはそういうことです。

先ほど、堀井委員から、資料3-1にある中間報告の要旨の最終行、「同条例の施行時期に合わせて導入」ということを強くおっしゃっていただきましたが、きょう御意見いただいた部分も含めると、問題は、この施行時期をいつにするのかということと、昨年度から、3月末にどうしたらいいのかという御意見もあったと思います。

大きなネックといいますのは、大体その2点だと思うんです。

先ほど、お2人の委員が言われましたように、議長に招集権のようなものがあって、緊急性のある課題に対応できるとか、いろいろなメリットがあったような記憶があって、これはもう導入しようという話だったと思います。

ですから、先ほど申し上げました2点を持ち帰っていただいて、次回に結論が出るようでしたら、出していただくという方向でいかがでしょうか。

○堀井 勝委員 いや、「導入することで、委員の意見が一致」と活字になっているものを、また蒸し返して後ろへバックするという議論は、やっぱり避けた方がいいと私は思います。やるということで、昨年度の委員さんがみんな集まって決めたわけです。それをまたバックさせてしまうという。それは避けてもらいたいと思いますね。

今までやっていないことですから、それはいろいろ危惧することはあると思いますけれども、我々は、今、議会を改革しようと言っているわけですから。改革をしようと言っているのに、旧態依然の発想でやっていくというのはいかがなものかと私は思います。

○高橋伸介委員長 先ほど申しましたように、この委員会の中ではやるという方向で一致しているんですけども、その導入時期と3月末の問題、これらを会派に持ち帰って御検討いただいて、来月25日にまた協議したいと思います。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第9条については、そのようにさせていただきます。

○高橋伸介委員長 次に、第10条議会の議決事件についてはいかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 議決事件については、以前から、長期の計画や重要な計画、これらも対象に加えてほしいと意見を言っておりました。四日市市議会基本条例でも、地域防災計画とか、介護保険事業計画とか、都市計画マスタープランとか、枚方市と同様の計画ということでは、こういった計画が含まれているので、この程度はぜひ議決事件に加えてほしいと思いますし、ここには入っておりませんが、うちの会派としては新子ども育成計画も入れてほしいと思っています。

○高橋伸介委員長 第3号の基本計画以外にも、新子ども育成計画等さまざまな計画を入れてほしいという御意見でございました。他にありませんか。

○清水 薫委員 第2号の「海外友好都市の提携及び解消に関すること。」なんですけれども、昨年度に出された中間報告の内容もちょっと気になる場所なんですけど、これを海外の友好都市だけに限定するというのは、何かあるんですかね。

私は、ぱっと見たときに、日本以外のところだから、特別に重要なので、「海外」という限定がされているのかなと思ったんですけども、友好都市の提携や解消をするのであれば、海外に限定することなく、国内を入れてもいいのかなと。

○高橋伸介委員長 今、第2号の「海外友好都市」のうち「海外」を抜いて、国内も含めては

どうかという御意見なんですけれども、いかがでしょうか。

○**広瀬ひとみ委員** 質問なんですけれども、友好都市の提携及び解消は、従来の枚方市議会では議決の対象になっていなかったということですか。

○**山下寿士市議会事務局長** 議決事件にはなっていないんです。自発的に執行部から報告していたということです。実際には、議会にきっちり報告されて、承認されています。だから、この際、形が変わりませんので、ここに挙げたらどうかということです。

それから、今、国内と海外の友好都市の話が出ましたけれども、あわせて議論いただくのであれば、市民交流都市というものもあります。文化、スポーツ、経済活動、もう全方位であらゆる交流をしようというのが国内外の友好都市の考え方ですが、全方位ではできないけれども、どこかの分野だけを特化して交流しようというのが市民交流都市であります。

そういったことも実際には広く周知されており、そこも公式にお付き合いしているところですので、そういったものもここに入れるのか、それとも外してしまうのか。議論されるのであれば、それもあわせてされたらどうかと思います。

○**岡林 薫委員** 質問なんですけど、今までどうして海外友好都市だけだったんでしょうか。

○**山下寿士市議会事務局長** 提携は大きなことなので、国内であっても議会で報告されてきたと思います。要するに、規定されていないので、たまたま海外だけになったと。

ただ、なぜ海外だけになったのかは、こちらも把握しておりません。

○**前田富枝委員** 私の記憶では、韓国の霊岩郡について、本会議場で、報告だったか、何かをされていたと思うんですけれども、あとはもう全然知らないんですが。

○**五島祥文市議会事務局長** オーストラリアのローガン市のときも、議会の同意を求めて、議決が行われております。霊岩郡については、それと同様に議案として提出され、本会議で議会の同意を得て、提携が結ばれております。

○**堀井 勝委員** 古くは、上海市長寧区との友好都市提携も、私らの大先輩の河西議員が議長時代に議決されているわけですが、やっぱり、議会で議決することが、議会人の認知度を高めるということでは非常に有効ではないかなと。執行部だけがいろいろされていると、我々議会との温度差が大きくなるのではないかなと。そういう意味では、議決するときに、いろいろ議論をしておくことで、もっと後々の友好が深まるのではないかなと。

例えば、今、合併で中村市が四万十市になっていますけれども、友好都市といいながら、私が中村市に行ったのは、もうそれこそ15年か20年ぐらい前に1回きりで、議会でも、果たして本当に友好都市的な交流をしているのかというと、ほとんどしていない。

そういう問題があるから、清水委員が言われたように、海外だけを議決するのではなく、国内も議決して、やっぱり、議会としての認知度を高め、議員も友好都市らしい交流をしていくということでないか。

私が中村市に行ったときには、商工会議所から、こういう問題を提起されました。

枚方市とは友好都市ですけれども、枚方市からは、一向に修学旅行生を送っていただけません。よその都市からは、この四万十川という清流を楽しむために、中学生の修学旅行生を送り込んでくれて、私たちも世話させてもらっているけれども、枚方市からは、そういったことが1回もありませんと言われて、申し訳ない思いをして帰ってきたことがあるんです。

そういう意味で、やっぱり、友好都市、特に国内の友好都市ということであれば、行政も、

教育委員会も、我々も、そういう交流を深めていかなければならない。そのためにも、議決するときにはいろいろ深めていくことが大事ではないかなと。これは私の感想です。

○大塚光央委員 この条文だけのことをいうと、「解消」というのはいまだかつてないですね。

○山下寿士市議会事務局長 かつて塩江町は友好都市でしたけれども、高松市との合併によって高松市の一部地域ということになりました。高松市と枚方市との話し合いの中では、もう友好都市提携はしない、解消するという話だったんですけれども、強い希望もありまして、今、地域間交流という形で、引き続き高松市塩江地区との限定した交流をしております。

一旦、形としては解消ですけれども、完全に解消せずに塩江地区とは今も交流しているということです。それも「解消」の中に含まれ、こういう対象になると思います。

○大塚光央委員 そういうことがあれば、「解消」もあると思いますけれども、今、堀井委員がおっしゃったように、なぜそこと提携するのか、そういうことが余りわからない。例えば、塩江との関係も、なぜ枚方市と塩江がということが議会にもなかなかわからないし、市民にとってもわからないという。その辺が、今後、友好都市提携を具体的にどう進めていくのかということでは、一番のステップですよ。

時のだれかが知っているということではないはずなので、そういう意味では、議会にこういう形で提案していただいて、提携していく。また、解消があったんだったら、そのことも含めて俎上にのせていただくということは重要だと思います。

ただ、海外の都市に限定しているのは、海外で何か政変が起こるからとか、そういうことではないのでしょうか。この国が嫌いだから提携してはいけないとか、そういうことがあり得るということでしょうか。何か意味があるのでしょうか。

○前田富枝委員 今、山下局長がおっしゃったのは、合併に伴って解消という形になったということなので、何も嫌いだからという表現ではないように思うんですけれども。仲が悪くなったからやめにするのではないと。

○大塚光央委員 だから、国内は書いていなくて、海外だけにしたのは、そういうことかなと。海外に限定したのは、何かそういう意味があるのかなと思って。

○高橋伸介委員長 今まで、余り深い意味はなかったみたいですね。

○高橋伸介委員長 それでは、まず、第1号の「都市宣言の制定及び改廃に関すること。」について、御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第1号については、この案のまま確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第2号の「海外友好都市の提携及び解消に関すること。」については、今までの皆さんの御意見をお聞きしていますと、「海外」を外して友好都市全体にして、「市民交流都市」も入れてはいかがでしょうか。御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第2号については、そのような形で確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第3号の「枚方市総合計画策定条例（平成25年条例第2号）第2条第3号に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。ただし、軽微な変更を除く。」について、御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第3号については、この案のまま確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、広瀬委員からは、基本計画だけではなく、新子ども育成計画なども加えてほしいということでしたが、広瀬委員の御提案については、必要かどうか

含めて、会派に持ち帰って御検討いただくということでいかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第10条については、そのような取り扱いとさせていただきます。

○高橋伸介委員長 次に、第11条政策提案の説明要求についてはいかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 たしか、交野市さんが、最近、議会基本条例を作られて、その中だったかどうかだったか、ちょっと記憶が定かではないんですけども、市民参加や市民説明が事前にされているかという項目を入れている議会基本条例があると。今、パブリックコメントなどがありますよね。そういうことをもう既にしたのかとか、今後こういう形でやっていくとか、そういうことを必ず説明の中に入れ込むということを書かれていたように思うんです。

それはいいなと思っていて、どういう文言なのかがちょっとわからないんですけども、そういう形のものを入れられたらいいんじゃないかなと思います。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 交野市議会基本条例の第10条第1項第3号に「市民参加の実施の有無及びその内容」という条項が入っております。

○高橋伸介委員長 ただいま御説明いただきましたが、それを入れればどうかということですので、ただいま広瀬委員から御提案がございました部分については、会派に一旦持ち帰って御検討いただきたいと思います。持ち帰りが続きますが、よろしく願いいたします。

○高橋伸介委員長 次に、第12条質問についてはいかがでしょうか。これについては、もう既に本市でもやっていることなので、もし皆さんに御意見がなければ、このまま確定という形にさせていただきますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第12条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第13条反問権についてはいかがでしょうか。

○藤田幸久委員 この第13条のうち、「論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる」という部分ですけども、ここは、あくまでも趣旨を確認するための反問権という内容にさせていただいてはどうかと思います。

○前田富枝委員 たしか、昨年度も、この特別委員会で同じことを言わせていただいたんですけども、趣旨確認に限定した反問権ということでお願いしたいと私も思います。

○大橋智洋委員 私は、昨年度の段階では、たしか反論も含めてということをお願いしたかと思うんですけども、趣旨確認についてはできれば入れていただきたいということです。

また、会派の中では反論そのものを認めても面白いのではないかという意見がありましたので、ステップはあると思いますけれども、反論までいけたらいいのかなという意見です。

○堀井 勝委員 ただいま皆さんがおっしゃっているように、趣旨確認程度のものと私も認識しているんです。昨年度も申し上げましたけれども、もし反論に対応しようと思っても、我々はそれだけのスタッフを持っているわけではありません。市議会事務局がそのフォローをできる体制にあるわけではないので、とても応じられる話ではないと思います。

○高橋伸介委員長 それでは、第13条については、趣旨確認に限定するというところで、確定してよろしいですか。

○広瀬ひとみ委員 趣旨確認に限定するとした場合にも、この文言でいくということですか。

文言を変えて、「その趣旨を確認するため」という言葉を書き込んだ形になるということですか。

○五島祥文市議会事務局次長 その場合は、ちょっと案文の調整が要るかと思います。

今の四日市市議会基本条例の文言では、「論点を明確化し議論を深める」となっています。これはもう議論のやりとりまで想定されていますので、趣旨確認にとどめるということなら、ちょっと案文を変える必要があると思います。

○高橋伸介委員長 それでは、第13条については、ただいまの事務局の説明のとおりの取り扱いとさせていただきます、次回に修正案をお示しして確定していきたいと思います。

○高橋伸介委員長 約3分間、休憩します。

(午前11時8分 休憩)

(午前11時11分 再会)

○高橋伸介委員長 委員会を再開します。

○高橋伸介委員長 次に、第14条発言の取消し勧告についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第14条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第15条専門的知見の活用についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第15条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第16条附帯決議についてはいかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 附帯決議は、都市計画審議会などでは経験があるんですけども、枚方市議会において、過去に附帯決議はあったんですか。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 委員会では、一番最近の例でいうと、平成15年の合併協議会の設置に関する協議の際に附帯決議がありました。

○高橋伸介委員長 以上ですけれども、第16条については、他に御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第16条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第17条採択請願への対応についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第17条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第18条政務活動費についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第18条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 第3章についての本日の協議は、この程度にとどめます。

それでは、第3章のうち、次回以降も引き続き御協議いただくことになりました第9条、第10条及び第11条について、次回までに各会派内で御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。また、第13条については、案文を調整して次回にお示しいたします。

あわせて、四日市市議会基本条例を参考に、第4章市民との情報共有及び第5章市民参加の推進についても、会派内で御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

○高橋伸介委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこれをもって散会します。

(午前11時17分 散会)



委員長 高橋伸介

議長 有山正信